

◆介護職員等特定処遇改善加算

○介護職員の処遇改善について

介護職員の処遇改善につきまして、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)では「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この件を受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

○「見える化要件」とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業者が運営するホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表することを意味しています。

◆介護職員等処遇改善加算の取得状況

現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を取得しています。

グループホーム倉敷・楽々苑 … 特定加算Ⅱ

小規模多機能型居宅介護施設倉敷・楽々苑 … 特定加算Ⅱ

◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	法人内の介護保険事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施 学校やボランティアからの職場体験の受け入れや地域での催しに参加し地域交流を行う
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得に向けての勉強会の開催、シフトの調整を行い資格取得に向けての支援 各種研修の案内をし研修の受講の支援
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	事業所内保育所の整備、育児休暇の取得促進 非正規職員から正規職員への転換の奨励 職員の状況を確認し必要に応じたシフト対応や配置転換などの整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	電動ベッドの導入や腰痛ベルトの購入により介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図る 事故対応マニュアルの作成やケア会議時に事故についての振り返り経過観察
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護記録のデジタル化を行い、転記作業の削減、ファイルの減少。タブレットでの業務連絡を行い、同時に情報収集を行う事で業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	朝礼・夕礼実施により情報共有を図る 毎月ケア会議にて気づきの溶融 学校やボランティアからの職場体験の受け入れや地域での催しに参加し地域交流を行う

令和3年4月現在